

組合一丸となって取り組む 消費税転嫁対策

ACTIVE KUMIAI



初鹿武仁税理士

山梨県生花商業協同組合(岡村満理事長)は1月29日、税理士の初鹿武仁氏を招き「消費税転嫁対策セミナー」を行う。消費税率8%転嫁対策」と題し、組合員を対象にセミナーを開催した。

今年4月より消費税が現行の5%から8%、平成27年10月には10%へと引き上げが予定され、生花店を取り巻く環境はさらに厳しくなることが予想されている。しかし、消費税増税の内容や売価への転嫁対策、消費者への価格表示等、対策を打てない店が多いのが現実である。

そこで、消費税率引上げに伴う経営への影響をはじめ、課税取引の適切な経理処理の方法や日々のお金の流れ、資金繰り対策について具体的な事例を交え解説が行われた。

また、消費者への価格表示については、「税抜き表示は、消費税の価格転嫁リスクを避けつつ、かつ値上がりの印象を与えない方法であるが、価格表示の特例措置は平成29年3月31日まで、従来の総額表示に戻さなくてはならないため検討して欲しい。」と注意を促した。

参加者からは、「改めて消費税の仕組みと増税後の対策の大変さを理解できた。」「経営についての知識も得られて良かった。」という声が多く聞かれ、大変有意義なセミナーとなった。



熱心にききいる組合員